

青森県報

第三千二百二十二号

平成二十一年
八月十二日
(水曜日)

目 次

告 示

介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出.....	(高 齢 福 祉 保 険 課 社 一
介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出.....	(同) 一
介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービスの区域の変更.....	(道 路 課) 一
道路の供用の開始.....	(同) 二
公 告	
特定非営利活動促進法第三十四条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告.....	(県 民 生 活 文 化 課) 二
県営土地改良事業計画の決定.....	(農 村 整 備 課) 三
右 同.....	(同) 三
出先機関	
土地改良区の役員の就任及び退任.....	(三 八 地 域 民 局) 四
右 同.....	(県 上 北 地 域 民 局) 四
右 同.....	(同) 五
人事委員会	
人事委員会規則一四 一 (委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則.....	(管 理 課) 五

告 示

青森県告示第五百三十六号

介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成二十一年八月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	居宅サービスの種類	居宅サービス事業所	廃止の届出年月日	廃止の年月日
北医療法人 翔会 青森市堤町の六丁目一三	通所リハビリテーション	北医療法人 翔会北 青森市堤町の六丁目一三	平成 三・六・一〇	平成 三・六・三〇

青森県告示第五百三十七号

介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第百十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第百十五条の第十二号の規定により公示する。

平成二十一年八月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

北医療法人 翔会	氏名 又は 名称 又は 住所	指定 介護 予防 サービス 事業者	氏名 又は 名称 又は 住所	介護 予防 サービス 事業者
青森市堤町 二丁目一三 の六	主たる 事務所 所在地	介護 予防 サービス 事業者	青森市堤町 二丁目一三 の六	介護 予防 サービス 事業者
防通所 リハビリ センター	種類	介護 予防 サービス 事業者	平成 三・六・一〇	介護 予防 サービス 事業者
北医療法人 翔会 胃腸科 外科 医院	名称	介護 予防 サービス 事業者	平成 三・六・一〇	介護 予防 サービス 事業者
青森市堤町 二丁目一三 の六	所在地	介護 予防 サービス 事業者	平成 三・六・一〇	介護 予防 サービス 事業者
平成 三・六・一〇	届出 年月日	介護 予防 サービス 事業者	平成 三・六・一〇	介護 予防 サービス 事業者
平成 三・六・一〇	廃止 年月日	介護 予防 サービス 事業者	平成 三・六・一〇	介護 予防 サービス 事業者

図面 番号	道路 種類	路線 名	変 更 の 区 間		変更 前後 の 幅員	敷地 の 延 長	備考
1	県 道	岩 崎 西 目 屋 弘 前 線	前	後	一八・五〇メートルから 三二・〇〇メートルまで	九二・〇〇メートル	
2	県 道	鱒 ヶ 沢 蟹 田 線	前	後	八・五〇メートルから 一七・〇〇メートルまで	六四・六〇メートル	

青森県告示第五百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十一年九月十一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第五百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十一年九月十一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

路線 名	供用 開始 の 区 間	供用 開始 日
岩 崎 西 目 屋 弘 前 線	西津軽郡鱒ヶ沢町東赤石山国有林二〇五九林班三三小班から 中津軽郡西目屋村鬼川辺山国有林一七七林班 ほ一小班まで	平成三・六・三
鱒 ヶ 沢 蟹 田 線	つがる市牛瀧町柏山四五の四から つがる市牛瀧町柏山五四の一まで	"

公 告

特定非営利活動促進法第三十四条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第三十四条第四項の規定による合併
認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定によ
り次のとおり公告する。

平成二十一年八月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十一年七月十六日

二 合併しようとする特定非営利活動法人

1 名称

特定非営利活動法人十和田馬主協会

2 代表者の氏名

佐々木 敏雄

3 主たる事務所の所在地

十和田市大字藤島字藤島六〇の一

4 定款に記載された目的

この法人は、十和田市及び周辺市町村民に対し、馬の飼育と愛護に関する普及
啓発、馬文化の普及啓発に関する事業などを行なうことにより、地域社会の活
性化に寄与することを目的とする。

三 合併しようとする特定非営利活動法人

1 名称

特定非営利活動法人駒ネットワーク十和田

2 代表者の氏名

小笠原 馨

3 主たる事務所の所在地

十和田市東二十四番町二八の五

4 定款に記載された目的

この法人は、十和田市及び周辺市町村民に対し、馬牧場を活用した観光客誘致
やアニマルセラピー、スポーツ、レクリエーション事業を行なうことにより、
地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

四 合併後存続する特定非営利活動法人

1 名称

特定非営利活動法人十和田馬主協会

2 代表者の氏名

佐々木 敏雄

3 主たる事務所の所在地

十和田市大字藤島字藤島六〇の一

4 定款に記載された目的

この法人は、十和田市及び周辺市町村民に対し、馬の飼育と愛護に関する普及
啓発、馬文化の普及啓発に関する事業などを行なうことにより、地域社会の活
性化に寄与することを目的とする。

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、吹
原小堤地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業）計画を定めたので、同条第五項
の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年八月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十一年八月十三日から同年九月九日まで

三 縦覧の場所

つがる市役所

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、出
来島大堤地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業）計画を定めたので、同条第五
項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年八月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十一年八月十三日から同年九月九日まで
- 三 縦覧の場所
つがる市役所

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、八戸平原土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十一年八月十二日

三八地域県民局長 堀 内 芳 男

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理 事	阿部 武志	三戸郡階上町大字金山沢字伴蔵八	平成 三・四・三就任
"	堰端 治	八戸市南郷区大字島守字小山田四二の一	"
"	深川藤次郎	大字鮫町字中道二の二三	"
"	山内 達夫	南郷区大字泉清水字長根二六	"
"	郷州 公典	三戸郡階上町大字角柄折字仁田三	"
"	鹿原 直人	大字鳥屋部字田ノ上五の一	"
"	百目木憲一	大字平内字百目木三	"
"	田向 歳男	八戸市南郷区大字島守字馳下り七	"
"	西館 信一	大字大森字雷林一三の一	"
"	荒川喜一郎	大字白銀町字堀ノ内の一	"
"	堰合 嵩	三戸郡階上町大字金山沢字小水無一九	"

下沢 隆志 八戸市大字是川字岩ノ沢四八

坂下 松男 " 南郷区大字島守字前田一二四

畑中 弘實 三戸郡階上町大字金山沢字小坂橋三四の二

山田 稔 八戸市南郷区大字島守字大波五の一

坂野 幸志 大字是川字岩ノ沢二七の一

下沢 定雄 " " 四六の一

阿部 武志 三戸郡階上町大字金山沢字伴蔵八

堰端 治 八戸市南郷区大字島守字小山田四二の一

山内 達夫 大字泉清水字長根二六

郷州 公典 三戸郡階上町大字角柄折字仁田三

鹿原 直人 " " 大字鳥屋部字田ノ上五の一

深川藤次郎 八戸市大字鮫町字中道二の二三

百目木憲一 三戸郡階上町大字平内字百目木三

田向 歳男 八戸市南郷区大字島守字馳下り七

西館 信一 " " 大字大森字雷林一三の一

荒川喜一郎 大字白銀町字堀ノ内の一

松川 純悦 三戸郡階上町大字角柄折字南二の三

坂下 国男 八戸市南郷区大字島守字前田一二三

畑中 弘實 三戸郡階上町大字金山沢字小坂橋三四の二

山田 稔 八戸市南郷区大字島守字大波五の一

坂野 幸志 大字是川字岩ノ沢二七の一

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、藤島川土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十一年八月十二日

上北地域県民局長 丸 井 幸 悦

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理 事	太田 悦朗	十和田市大字大不動字柏木四三七	平成 三・四・二就任

川上 茂	大字米田字川尻一八	三・四・三退任
舛館 修好	字北野一三八の二	
杉沢 祐一	大字大不動字八幡一六の四	
杉沢 茂	大字米田字清瀬一五九	
稲田由之助	大字藤島字和島二七の一	
石倉 松夫	大字米田字石倉一〇の一	
前田 直志	大字藤島字蒼前川原一〇の三	
太田 悦朗	大字大不動字柏木四三七	
川上 茂	大字米田字川尻一八	
舛館 修好	字北野一三八の二	
杉沢 祐一	大字大不動字八幡一六の四	
杉沢 茂	大字米田字清瀬一五九	
稲田由之助	大字藤島字和島二七の一	
石倉 松夫	大字米田字石倉一〇の一	
前田 直志	大字藤島字蒼前川原一〇の三	

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、荒屋平土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十一年八月十二日

上北地域県民局長 丸 井 幸 悦

佐藤午之助	上北郡七戸町字川去一一の六	平成 三・四・三就任
母良田芳雄	十和田市大字大沢田字北野二二九	
中村 栄三	上北郡七戸町字太田野七の四	
浦田 修一	字沼ノ沢四六の一	
久保 均	字責ノ神二七	
赤沼 精一	字荒屋一〇四の一〇	
中澤 鐵生	字中村二五の二	
山田 正	十和田市大字洞内字家ノ上二九	

人 事 委 員 会

人事委員会規則一四 一（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年八月十二日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則一四 一（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則一四 一（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定め

小笠原誠一	字坂本三五の一	
小笠原信夫	字五十貫田四八	
中野 修	字豊良一の三〇	
赤沼 貞敏	上北郡七戸町字見町五六の四〇	
仁和 竹男	十和田市大字大沢田字下道六六	
山内 博志	上北郡七戸町字沼ノ沢四六の二四	
佐藤午之助	字川去一一の六	
母良田芳雄	十和田市大字大沢田字北野二二九	
中村 栄三	上北郡七戸町字太田野七の四	
浦田 修一	字沼ノ沢四六の一	
小笠原忠夫	十和田市大字洞内字五十貫田九の一	
中野 芳喜	字豊良二の五	
久保 均	上北郡七戸町字責ノ神二七	
赤沼 精一	字荒屋一〇四の一〇	
中澤 鐵生	字中村二五の二	
山田 正	十和田市大字洞内字家ノ上二九	
小笠原誠一	字坂本三五の一	
赤沼 貞敏	上北郡七戸町字見町五六の四〇	
仁和 竹男	十和田市大字大沢田字下道六六	
野月 紀幸	上北郡七戸町字荒屋一五〇	

る規則)の一部を次のように改正する。

別表第一青森市の項中、「副参事(事務管理担当)」を削り、「庁舎管理、予算担当」を「庁舎管理担当」に、「秘書担当」を「秘書、予算担当」に、「給与、予算担当」を「給与、庁舎管理、予算担当」に、

計量検定所	所長
斎場	場長
清掃事業所	所長、課長、清掃管理課主幹、場長
子ども支援センター	所長
保育所	所長

を

計量検定所	所長
清掃事業所	所長、課長、清掃管理課主幹、場長
子ども支援センター	所長

に、「課長、事務長」を「事務長」

に改め、同表弘前市の項中「秘書」を削り、「主幹(事務管理担当)」を「主幹(秘書担当)」に、「教育部長、課長、室長」を「教育部長、課長」に、「教職員担当」、主幹(教職員担当)、総務係長」を「人事担当」、教育総務課総務係長、人事係長」に、

博物館	館長
学習情報館	館長
市民会館	館長

を

博物館	館長
-----	----

に

改め、同表八戸市の項中「文書法規グループリーダー」を「法規グループリーダー」に、「職員団体、事務管理担当」、「職員団体担当」に、

下水道事務	所長、課長
-------	-------

を

下水道事務	所長、副所長、課長
-------	-----------

に、

総合教育センター	所長
児童科学館	館長

を

総合教育センター	所長
----------	----

に、

給食センター	所長(南郷地区給食センターに置くものを除く。)
南郷事務所	所長

を

給食センター	所長(南郷地区給食センターに置くものを除く。)
--------	-------------------------

に

改め、同表黒石市の項中「文書係長」を「主幹(人事担当)」に、「課長、管理課課長補佐(人事担当)」を「事務局次長」に改め、同表五所川原市の項中「副主幹(秘書担当)」を削り、「財政係長」の下に「主査(秘書担当)」を加え、「庶務係長」を「庶務会計係長」に改め、同表十和田市の項中「収入役室」を「会計管理者室」に、「室長」を「会計管理者」に改め、同表三沢市の項中「参事」の下に「政策推進監」を加え、「秘書」を「事務管理、予算」に、「庁舎管理、予算担当」を

「秘書、庁舎管理担当」に、「秘書係長」を「行政管理係長、財政係長」に、「管財課管理係長、財政係長」を「秘書係長、管財課管理係長」に、

		公民館	
		館長	
		給食センター	
		所長	

		給食センター	
		所長	

改め、同表むつ市の項中「防災調整監」の下に、「税務調整監」を加え、「税務調整官」を削り、「総括主幹(総務課 管財課及び財政課に置くものに限る。)、課長補佐(法規、人事、事務管理、秘書、庁舎管理、予算担当)、行政係長、人事係長、秘書係長、管財係長、財政係長」を「主幹(法規、人事、事務管理、秘書、庁舎管理、予算担当)、主任主査(法規、人事、予算担当)」に、「総務課総括主幹、総務課課長補佐(人事担当)」を「主幹(人事担当)」に改め、同表つがる市の項中

収入役室	課長
------	----

会計管理者室	会計管理者、課長
--------	----------

「財政係長」の下に、「主査(法規担当)」を加え、同表平内町の項中「庁舎管理担当」を「人事、予算担当」に、「人事、予算担当」を「庁舎管理担当」に、

収入役室	課長
------	----

会計管理者室	会計管理者
--------	-------

「教育次長」を削り、同表深浦町の項中「課長」を削り、「教育次長」を「課長」に改め、同表鱒ヶ沢町の項中「室長」の下に「総務課副参事」を加え、同表藤崎町の項中「教育次長」を削り、

出先機関		支所	支所長
支所		統括保育所長	

出先機関		支所	支所長
------	--	----	-----

改め、同表大鰐町の項中「総務課課長補佐(人事担当)」を「総務課副参事」に改め、同表七戸町の項中

出先機関				支所	支所長、課長
保育所				所長	
児童館				館長	
保健センター				所長	

出先機関		支所	支所長、課長
児童館		館長	

改め、同表五戸町の項中

出先機関		病院	院長、副院長、医療局長、総看護
診療所		所長	

出先機関		病院	院長、副院長、医療局長、総看護
------	--	----	-----------------

改め、同表階上町の項中

マ課長、グループリーダー」を「課長」に改め、同表弘前地区環境整備事務組合の項中「ごみ処理施設工場長」を削り、同表一部事務組合下北医療センターの項中

町長部局	課長、グループリーダー	を
------	-------------	---

町長部局	課長、総務課指導監、総務グループリーダー	に、
------	----------------------	----

川内病院	院長、副院長、事務長	を
診療所	所長、事務長（東通村診療所及び白糠診療所に置くものを除く。）	

診療所	所長、事務長	に
-----	--------	---

改め、同表下北地域広域行政事務組合の項中「下北文化会館長」を削り、同表青森地域広域事務組合の項中

事務局	事務局長、広域振興室長、あおひらクリンセンター所長	を
公立大学	学長、学部長、研究科長、図書館長、地域研究センター長、事務局長、次長、課長、チームリーダー（人事担当）、主査（人事担当）	

事務局	事務局長、広域振興室長、あおひらクリンセンター所長	に
-----	---------------------------	---

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（発行所・発行人）
青森市長島二丁目一番一
号 青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭